

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会について

交通事故が原因で、父もしくは母、あるいはこれに代わる保護者が亡くなる、または、後遺障害を負った保護者を持つ子どもたち（以下、交通遺児等）は、心に大きな痛手を負うとともに、生計の柱を失うことで学業や家庭生活に大きな不安を抱えてしまいます。

当会は、企業、団体、個人、職場・学校寄付、賛助協力金、ボックス募金のほか、県の補助金で基金を造成し、交通遺児等へ返済不要の奨学・育成金、激励金、見舞金等の給付事業を行っています。

県民皆様から寄せられる温かな支援により、これまでに7,163人に対し4億6,947万9,500円を給付することができました

交通遺児等奨学・育成金給付申請要領

1. 申請を希望する際は、別紙の「3. 給付認定資格基準」で対象者であることをお確かめ下さい。
交通事故以外での死亡、または後遺障害を負ったご家庭は対象ではありません。
2. 申請書は、1人につき1枚です。申請人数分をご記入下さい。
用紙が不足している場合や書き損じた場合など、お手元の用紙をコピーして使用するほか、ホームページからも取得できます。(A4サイズでコピーしてください)
(<http://www.okiko-iku.com> → [奨学金申請手続き](#) → [令和4年度申請資料](#))
3. やむを得ない事情により締め切り日に間に合わない場合は、必ず当会へご相談下さい。
連絡のない場合は、申請希望なしと判断します。
4. 提出された個人情報 は当会で使用するものであり、保護者の許可なく口外することはありません。当会個人情報規程に基づき、厳重に管理いたします。

記入時における注意事項

1. 文字を誤った場合、訂正箇所には二重取り消し線を引き、空いている箇所に正しい情報をご記入下さい。(訂正印は不要です。)
2. 申請書に不備がある場合に連絡することもあるため、「緊急連絡先」は確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。連絡確認がとれない場合、申請書を受理することができません。
3. 申請書右下「受領印欄」は、当会使用欄となります。
4. ご提出の際は記入・書類に漏れがないよう、今一度ご確認下さい。
※申請書最下段の保護者署名欄の記入漏れが多くみられます。